

登別市道路占用条例(昭和33年条例第10号)新旧対照表

現行				改正後			
別表(第12条関係) 道路占用料金表				別表(第12条関係) 道路占用料金表			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	350	第1種電柱	1本につき1年	420	
	第2種電柱		540	第2種電柱		650	
	第3種電柱		730	第3種電柱		880	
	第1種電話柱		320	第1種電話柱		380	
	第2種電話柱		500	第2種電話柱		610	
	第3種電話柱		690	第3種電話柱		830	
	その他の柱類		32	その他の柱類		38	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	3		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2		地下に設ける電線その他の線類	2		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	190	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270	郵便差出箱及び信書便差出箱		320	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	960	広告塔	表示面積1㎡につき1年	960	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	630	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	760		
法第32条 第1項第2 号に掲げ	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	13	法第32条 第1項第2 号に掲げ	長さ1mにつき1年	16	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		19	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		28	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		34	

る物件	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			38
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			57
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			76
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			130
	外径が0.7m以上1m未満のもの			190
	外径が1m以上のもの			380
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年	630
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			630
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	10
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	96
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	96
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	960
	標識		1本につき1年	500
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
その他のもの		1本につき1月	96	
幕(政令第	祭礼、縁日その他の催	その面積1㎡に	10	

る物件	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			45
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			68
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			91
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			160
	外径が0.7m以上1m未満のもの			230
	外径が1m以上のもの			450
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年	760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			760
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	10
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	96
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	96
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
その他のもの		1本につき1月	96	
幕(政令第	祭礼、縁日その他の催	その面積1㎡に	10	

	7条第4号に掲げる 工事用施設である ものを除く。)	しに際し、一時的に設 けるもの	つき1日	
		その他のもの	その面積1㎡に つき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡に つき1年	630
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗 じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡に つき1月	96
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設				63
政令第7条 第8号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路 面下(当該路面下の地下を除く。) に設けるもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡に つき1年	Aに0.019を乗 じて得た額
		地下(トンネ ルの上の地 下を除く。) に設けるも の		Aに0.024を乗 じて得た額
		階数が1のもの		Aに0.005を乗 じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗 じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗 じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗 じて得た額
政令第7条	建築物			Aに0.019を乗

	7条第4号に掲げる 工事用施設である ものを除く。)	しに際し、一時的に設 けるもの	つき1日	
		その他のもの	その面積1㎡に つき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡に つき1年	760
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗 じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡に つき1月	96
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設				76
政令第7条 第8号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路 面下(当該路面下の地下を除く。) に設けるもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡に つき1年	Aに0.019を乗 じて得た額
		地下(トンネ ルの上の地 下を除く。) に設けるも の		Aに0.023を乗 じて得た額
		階数が1のもの		Aに0.005を乗 じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗 じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗 じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗 じて得た額
政令第7条	建築物			Aに0.019を乗

第9号に掲げる施設	その他のもの
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7条第12号に掲げる器具	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの

備考
1～9 (略)

じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.024に乘じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額

第9号に掲げる施設	その他のもの
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7条第12号に掲げる器具	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの

備考
1～9 (略)

じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額